

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律

裁判官の報酬等に関する法律（昭和二十三年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第二条関係）

判 事	区 分				最 高 裁 判 所 長 官	最 高 裁 判 所 判 事	東 京 高 等 裁 判 所 長 官	そ の 他 の 高 等 裁 判 所 長 官	報 酬 月 額
	四 号	三 号	二 号	一 号					
	八一八、〇〇〇円	九六五、〇〇〇円	一、〇三五、〇〇〇円	一、一七五、〇〇〇円	一、三〇二、 円	一、四〇六、 円	一、四〇六、 円	一、三〇二、 円	二、〇一〇、 円

判

事

補

九号	八号	七号	六号	五号	四号	三号	二号	一号	八号	七号	六号	五号
二五四、一〇〇円	二七六、五〇〇円	二八六、八〇〇円	三〇四、一〇〇円	三一九、二〇〇円	三四一、二〇〇円	三六四、五〇〇円	三八七、四〇〇円	四二一、一〇〇円	五一六、〇〇〇円	五七四、〇〇〇円	六三四、〇〇〇円	七〇六、〇〇〇円

簡
易
裁
判
所
判
事

十 号	九 号	八 号	七 号	六 号	五 号	四 号	三 号	二 号	一 号	十 二 号	十 一 号	十 号
三一九、二〇〇円	三四一、二〇〇円	三六四、五〇〇円	三八七、四〇〇円	四二一、一〇〇円	四三八、五〇〇円	五七四、〇〇〇円	六三四、〇〇〇円	七〇六、〇〇〇円	八一八、〇〇〇円	一三三二、四〇〇円	二三八、五〇〇円	二四五、二〇〇円

基づいて支給された報酬その他の給与（裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二百二十九号）附則第三条の規定に基づいて支給された報酬を含む。）は、新法の規定による報酬その他の給与（同条の規定による報酬を含む。）の内払とみなす。